

ルールを守って、 みんなが楽しい海水浴!

平成27年夏、館山市では、皆さんが海水浴場を安心・安全にご利用いただくためのルールを定めた、「安心・安全な館山の海水浴場の確保に関する条例」を制定しました。

※「館山 海・浜のルールブック」(自主ルール)の遵守も併せてお願いします。

館山の海水浴場におけるルール (条例における禁止行為)

- 1 ブイ、ロープなどで示された遊泳区域内に、モーターボート、水上オートバイ、ヨット、サーフボード、ウィンドサーフィンなどを乗り入れることは、遊泳者との接触など重大な事故につながる恐れがあるのでやめましょう。
- 2 遊泳区域外でも、遊泳区域を示すブイの付近でモーターボート、水上オートバイなどが高速航行を行うことにより「引き波」が生じることから、遊泳者に注意し、最徐行しましょう。
- 3 過度に飲酒した状態で遊泳することは危険ですのでやめましょう。
- 4 皆さんが利用する遊泳区域内(海の中)にペットを入れることはやめましょう。(介助犬・盲導犬などは除く)
- 5 海岸の自然を保護するため、砂浜に車両等を駐車することはやめましょう。決められた場所でのモーターボート、水上オートバイの積み下ろしのための一時乗り入れは可能です。
- 6 海水浴場では肌を露出した方が多く、やけどの恐れがあることから、バーベキューを禁止します。ホットプレートなどの電気調理器具も使用しないでください。
- 7 入れ墨を露出しないでください。Tシャツやタオルなどで隠してください。
- 8 飲食したごみやたばこの吸い殻などを捨てることはやめましょう。
- 9 もり、水中銃などの器具を携行し、又は使用することは大変危険ですのでやめましょう。
- 10 海水浴場等の管理上支障がある行為(器物の破損、遊泳区域を示すロープなどへの船舶の係留など)はやめましょう。

館山市 経済観光部プロモーションみなと課

館山市館山1564-1 ☎0470-28-5180

条例の適用場所

平成27年 海水浴場開設期間

①7/18 (土) ~ 8/16 (日) 船形・那古・新井・坂田・相浜

②7/18 (土) ~ 8/23 (日) 北条・沖ノ島・波左間

